

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令等の概要

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 制度対象品目 <政令>

携帯電話端末及びPHS端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータ等、計28分類

2. 再資源化事業計画の認定基準 <省令>

(1) 再資源化事業の内容の基準

- ・ 引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。
- ・ 使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池、蛍光灯、フロン類等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し処理すること。
- ・ 使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを、破砕、選別その他の方法により高度に分別して回収し、当該回収物に含まれる資源の再資源化、熱回収又は安定化を行うこと。
- ・ 個人情報情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。
- ・ 再資源化事業を他人に委託する場合にあっては、適切に行うこと。
- ・ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、適正に動作することを確認すること等を行うことにより、再使用を適正に行うこと。
- ・ 再資源化事業の実施の状況を把握する措置を講じていること。

(2) 区域の基準

- ・ 北海道若しくは沖縄県又は相互に隣接する三以上の都道府県の区域の全部を含むものであり、区域内の人口密度が一平方キロメートルあたり千人未満であること。
- ・ 互いに隣接しない複数の区域で構成される場合においては、それぞれの区域について、上記の基準を満たしていること。

(3) 者の能力及び施設の基準

- ・ 申請者及びその委託先の者が、使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能並びに経理的基礎を有すること。
- ・ 収集又は運搬の用に供する施設が、生活環境保全上の支障を及ぼさないよう必要な措置を講じた施設であること。
- ・ 処分の用に供する施設が、生活環境保全上の支障や個人情報情報の漏えいを及ぼさないよう必要な措置を講じてあること等により、適切なものであること。

3. 今後の予定

- 閣議決定日 : 平成25年3月1日(金)
- 公布日 : 平成25年3月6日(水)
- 施行期日 : 平成25年4月1日(月)